

別紙（諮問第73号関係）

## 第1 審査会の結論

平成30年7月9日付けの開示請求（以下「本件請求」という。）に対して、平成30年7月19日付けで宮崎県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書不開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書開示請求

審査請求人は、実施機関に対し、宮崎県教育委員会高校教育課職員3名の教育委員会採用時の日本国憲法尊重擁護義務の宣誓書（以下「宣誓書」という。）について本件請求を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を保有していないことから本件決定を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

審査請求人は、平成30年7月23日に審査請求を行った。

## 第3 審査請求の内容

### 1 審査請求の趣旨

「不開示決定処分を取り消す」との裁決を求めるものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によるとおおむね次のとおりである。

#### (1) 審査請求書

ア 教育委員会の規定違反である。

イ 宣誓書は、30年保存に規定されている「12 職員の任免、分限、懲戒、賞罰等に関する文書」に該当する。

ウ 宮崎県の組織である警察本部では宣誓書の保存義務は30年である。同じ宮崎県の組織の中で警察が30年で教育庁が「その他」の3年保存であるはずがない。

#### (2) 反論書

ア 不開示とした理由が虚偽であり、本来30年保存である。

イ 宮崎県の組織図上、教育庁と公安委員会、警察本部は平行に並ぶ組織である。

警察の文書保存期間は30年で教育委員会が3年保存なのはありえない。

## 第4 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関は、本件決定を行った理由として宣誓書については保存期間満了により廃棄しているため文書はないとし、弁明書においておおむね以下のとおり文書が存

在しない理由を説明している。

審査請求人が開示を求める宣誓書については、県教育庁等文書取扱規程（平成2年教育委員会教育長訓令第4号）（以下「文書取扱規程」という。）第42条により、服務に関する総括的な文書に該当するものとして、保存期間を3年としている。

このことから、開示請求のあった公文書については、保存期間満了により、すでに廃棄している。

## 第5 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について、以下のように審査を行った。

年 月 日	審 議 の 経 過
平成30年11月 2日	諮問を受けた。
平成30年12月12日	諮問の審議を行った。
平成31年 1月30日	諮問の審議を行った。

## 第6 審査会の判断理由等

当審査会は、本件決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

### 1 本件諮問案件について

- (1) 本件において対象となっている宣誓書は、諮問第65号及び諮問第69号において提起された審査請求と同じ性質の文書である。
- (2) これら宣誓書の不存在に対する審査請求については、対象となる人物が違うものの、宣誓書の保存期間を3年と定めている以上、対象となる人物が採用後3年を経過している事実を確認した上で、保存期間が過ぎた宣誓書について廃棄のため存在しないとする実施機関の説明は合理的であり、決定は妥当であると判断し、平成30年3月26日付け答申第63号及び平成30年9月14日付け答申第64号を発出している。
- (3) また、本件審査請求人は上記答申に係る審査請求人であり、当審査会による判断の過程については既に示しているところである。

### 2 本件決定に対する判断について

以上のことから、本案件は、過去の諮問事案と内容が類似した案件であり、事情の変化も認められない。争点や事実の認定については、答申第63号を準用することとし、宣誓書に対する保存期間を3年と定めている以上、保存期間を経過した文書は廃棄したため文書は存在しないとする実施機関の説明は合理的であると判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。